



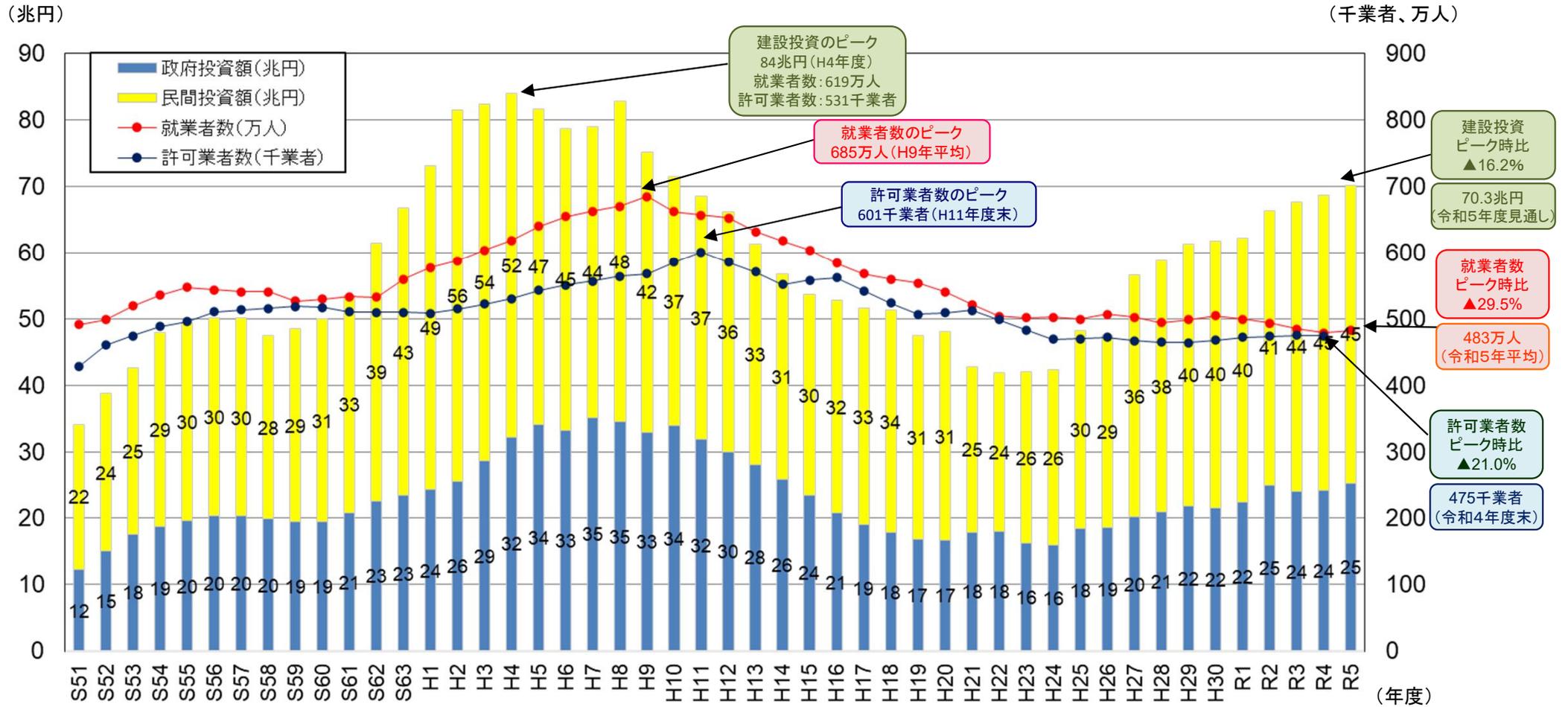
建設業における人材確保に 向けた取り組みについて



令和6年8月29日
国土交通省 北陸地方整備局

建設業をとりまく現状（建設投資、許可業者数及び就業者数の推移）

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和4年度末）は約47万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は483万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度(2020年度)まで実績、令和3年度(2021年度)・令和4年度(2022年度)は見込み、令和5年度(2023年度)は見通し

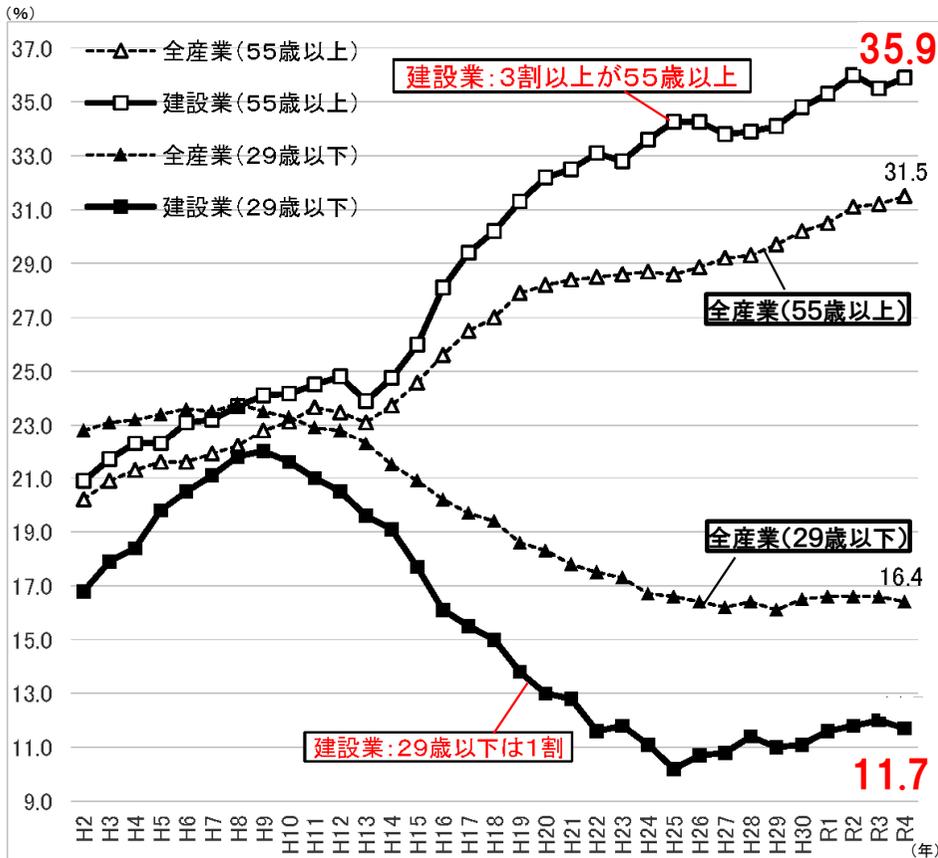
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業をとりまく現状（建設業就業者の現状）

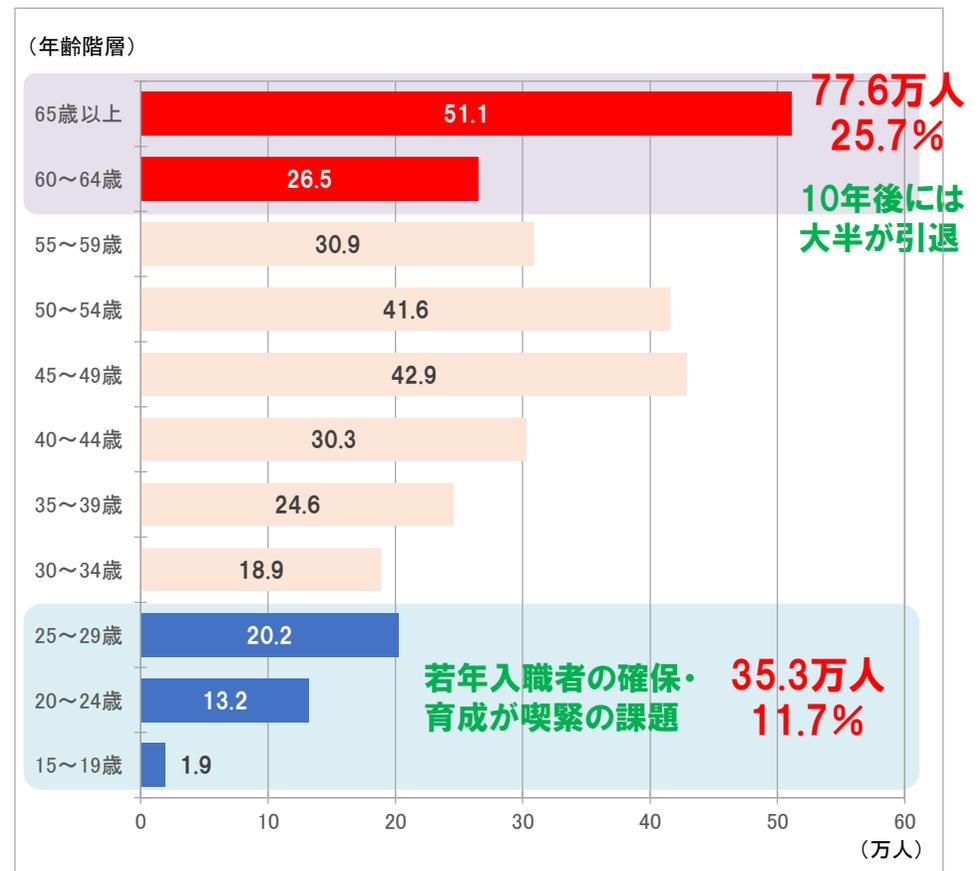
- 今後、中長期的には、60代以上が大量離職(引退による退職)する可能性。
- 担い手の確保、育成が喫緊の課題。

建設業の年齢階層別構成比の推移(全国)



出典:総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出
 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推定値)

建設従事者の年齢構成分布(全国)



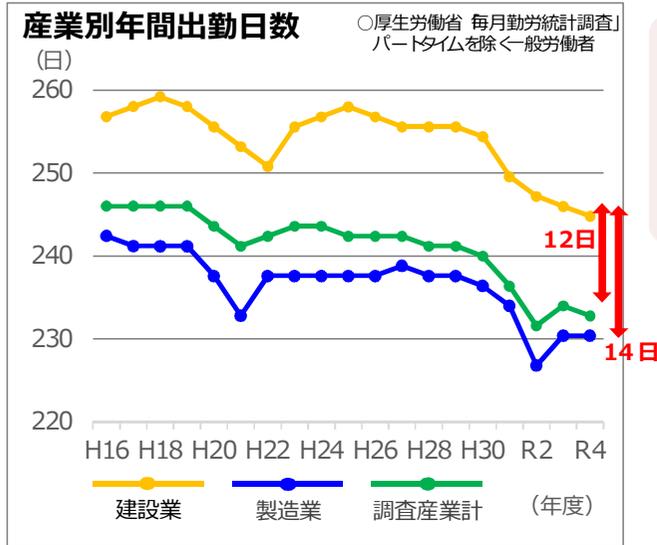
出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

- ◆ 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ◆ 令和4年度は、実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

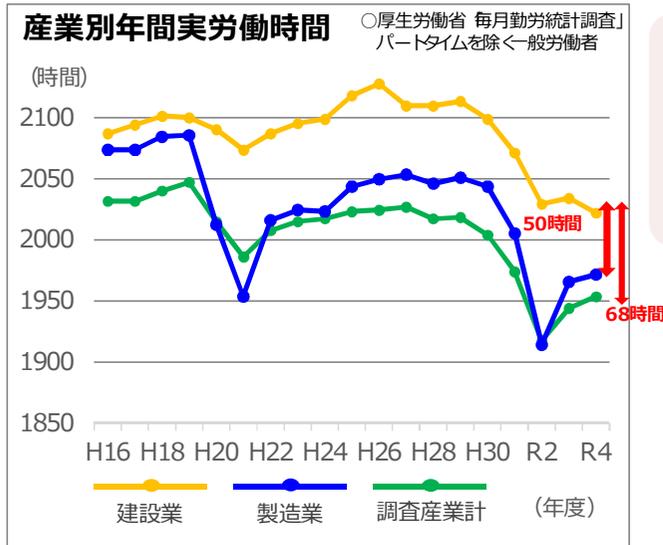
- ◆ 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- ◆ これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

建設業をとりまく現状（実労働時間及び出勤日数の推移：建設業と他産業の比較）

年間出勤日数・実労働時間の推移



◆ 建設業では、**年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い**（製造業と比べて14日多い）。

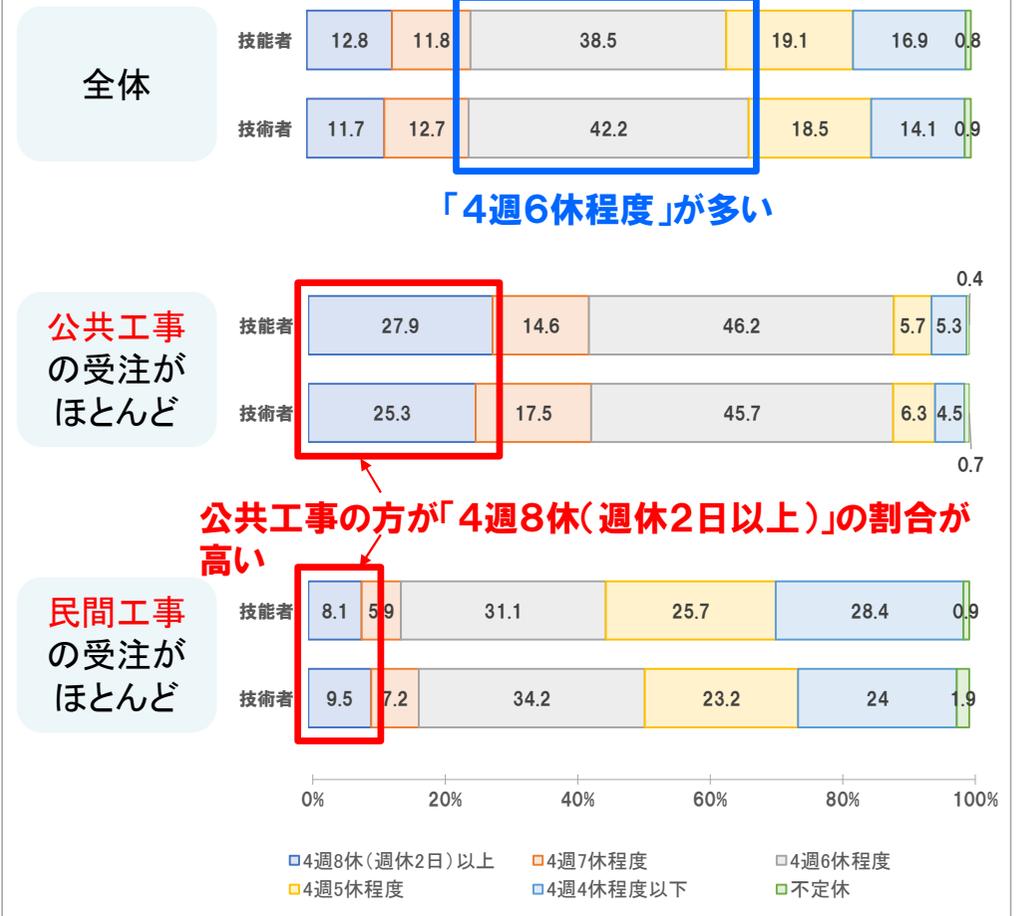


◆ 建設業では、**年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い**（製造業と比べて50時間長い）。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における休日の状況(技術者・技能者)

建設業における平均的な休日の取得状況



◆ 技術者・技能者ともに**4週8休(週休2日)の確保ができていない**場合が多い。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることが必要**

働き方改革・担い手確保を実現するための北陸地整における取組

- 建設業の働き方改革・担い手確保を実現するため、北陸地方整備局において各種取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

適正利潤の確保

■ 物価高騰に対応した適正な積算

賃金水準や物価水準の変動に対応したスライド制度や見積活用型積算による適正な予定価格の設定

全体スライド

緩やかな価格水準の変動への措置

単品スライド

特定の資材価格の急激な変動への措置

インフレスライド

急激な価格水準の変動への措置

見積活用型積算方式

標準積算と実勢価格との乖離への対応

■ 適正工期の設定、工期の平準化

・国債・繰越の活用等で施工時期の平準化を実施

■ 2024年問題への対応

・時間外労働について災害、除雪時の適用を説明会等で周知

■ 週休2日適正工期

発注者宣言の創設

・週休2日の確保など適正な工期設定にむけ、発注機関と受注者の一体的な取組の推進

変わる待遇・働き方

■ 建設業の給与改善

令和6年3月労務単価、対前年度比、全職種で全国平均で5.9%の増

北陸3県（新潟県、富山県、石川県）においては平均で7.7%の増

施工合理化調査などの調査を通じて、標準歩掛等の改定を切れ目なく実施

■ 週休2日推進に向けた統一的現場閉所

■ ウィークリースタンスの更なる高み

○ これまで業務で行っていた、ウィークリースタンスを工事にも適用

- ①月曜日を依頼期限としない
- ②水曜日定時帰宅に心がける
- ③金曜日に依頼しない
- ④ランチタイム・オーバー・ファイブ ノーミーティング
(昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない)
- ⑤イブニング・ノーリクエスト
(定時間際、定時後の依頼をしない)
- ⑥金曜日も定時の帰宅を心掛ける

■ 気候変動に対応した適切な工期・作業環境へ

気候に左右されない 作業環境を確保

未来につながる建設現場

■ BIM/CIM原則化と受発注者コミュニケーション等への更なる活用

3Dモデルの活用や遠隔臨場の拡大を推進
3Dモデルを活用した工事概要の説明
遠隔臨場を活用した工事検査の試行

■ プレキャスト製品や新技術の導入・活用

プレキャスト活用促進工事で実践
省人化による施工日数の低減

■ ICT施工の更なる展開

現場作業を分析し、工事全体の生産を向上

■ 工事書類のデジタル化・簡素化

情報共有システムの活用で監督検査等の効率化

工事書類の簡素化リーフレットの改訂

■ 若手技術者の育成

工事施工において秀でた若手技術者を表彰

北陸の元気を支える建設業の未来創造アクションプラン 「北陸けんせつミライ2024」

インフラ整備のビジョン

北陸地域のポテンシャル

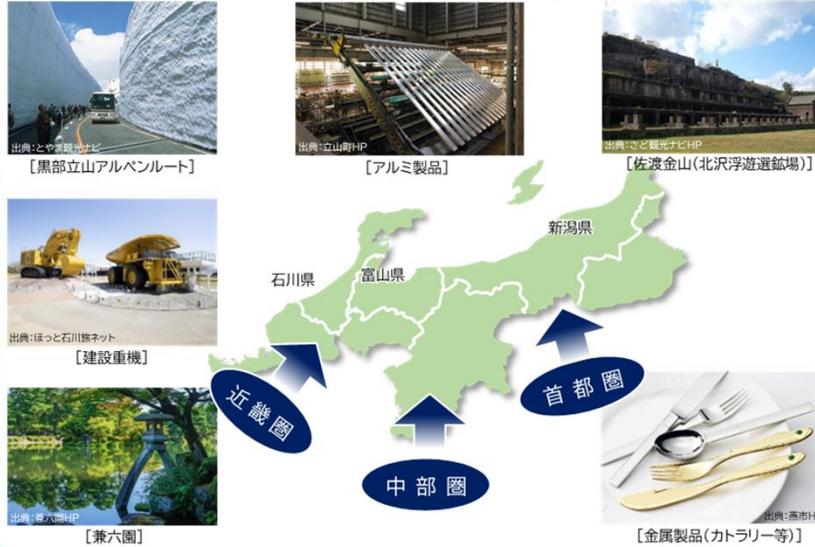
- ① 三大都市圏に隣接する地理的優位性
 - ▶ 日本列島のほぼ中央に位置し、三大都市圏から概ね300km圏域
- ② キラリと光る「モノづくり」
 - ▶ 付加価値の高いモノづくり産業（北陸各県の1人当たりの製造品出荷額は日本海側トップクラス）
- ③ 世界に誇る観光地
 - ▶ 自然や歴史・文化を活かした多くの観光資源

地域の作り手として



北陸の元気 なくして日本の元気 なし！

更なる進化・発展



地域基盤のリスク



地域の守り手として



北陸の建設業の未来創造に向けた 3本柱 ~ 3Kから『新4K』へ 魅力ある建設業に向けて ~

柱その1

適正利潤の確保

■ 物価高騰に対応した適正な積算

- ・賃金水準や物価水準の変動に対応したスライド制度や見積活用型積算による適正な予定価格の設定

■ 2024年問題への対応

- ・時間外労働について災害、除雪時の適用を説明会等で周知

全体スライド
緩やかな価格水準の変動への措置

単品スライド
特定の資材価格の急激な変動への措置

インフレスライド
急激な価格水準の変動への措置

見積活用型積算方式
標準積算と実勢価格との乖離への対応

【深夜の薬剤撒布作業】

【北陸3県(金福豊単純平均) R6年3月:労務単価 対前年度比7.7%増 (12年連続の上昇)】

30,515円

柱その2

変わる待遇・働き方

■ 建設業の給与改善

- ・他産業と開差のある建設業の給与水準を労務単価の引上げ等により改善

■ ウィークリースタンスの更なる高み

- ・一週間の受発注者相互のルールを設定

月	火	水	木	金	土	日
① 依頼期限
② 依頼内容
③ 依頼日

【更にR5年度より以下も実施】

- ④ ランチタイム・オーバータイム・ミーティング (昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない)
- ⑤ イブニング・ノーキエスト (定時以降、定時後の依頼をしない)
- ⑥ 金曜日も定時の帰宅を心掛ける 他

■ 気候変動に対応した適切な工期・作業環境へ

- ・快適スーパーハウス等で気候に左右されない作業環境を確保

■ 週休2日推進に向けた統一的現場閉所

- ・「現場閉所の統一日」を設定し週休2日を実施

【北陸3県(金福豊単純平均) R6年3月:労務単価 対前年度比7.7%増 (12年連続の上昇)】

30,515円

【北陸3県(金福豊単純平均) R6年3月:労務単価 対前年度比7.7%増 (12年連続の上昇)】

30,515円

【北陸3県(金福豊単純平均) R6年3月:労務単価 対前年度比7.7%増 (12年連続の上昇)】

30,515円

柱その3

未来につながる建設現場

■ BIM/CIM原則化と受発注者コミュニケーション等への更なる活用

- ・3Dモデルの活用や遠隔現場の拡大を推進

■ ICT施工の更なる展開

- ・現場作業を分析し、工事全体の生産性を向上

■ プレキャスト製品や新技術の導入・活用

- ・プレキャスト活用促進工事で実践

■ 工事書類のデジタル化・簡素化

- ・情報共有システムの活用で監督検査等の効率化
- ・工事書類の簡素化リーフレットの改訂

【3Dモデルを活用した工事概要の説明】

【遠隔現場を活用した工事検査の試行】

【プレハブ鉄筋】

【ハーフプレキャスト】

【省人化・省力化】 → 【施工日数の低減】

【発注・提出】 → 【保存】 → 【共有システム】 → 【電子データ出力(電子検査用)】 → 【電子検査】

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

◇令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価は、前回改定と比較し全国平均で5.9%の増
北陸3県(新潟県、富山県、石川県)においては平均で7.7%の増

[全国全職種単純平均 28,951円(対前年度比 +5.9%増 1,616円増)]

北陸3県(全職種単純平均)

新潟県 29,878円(対前年度比 +7.5%増 2,096円増)

富山県 30,770円(対前年度比 +7.4%増 2,120円増)

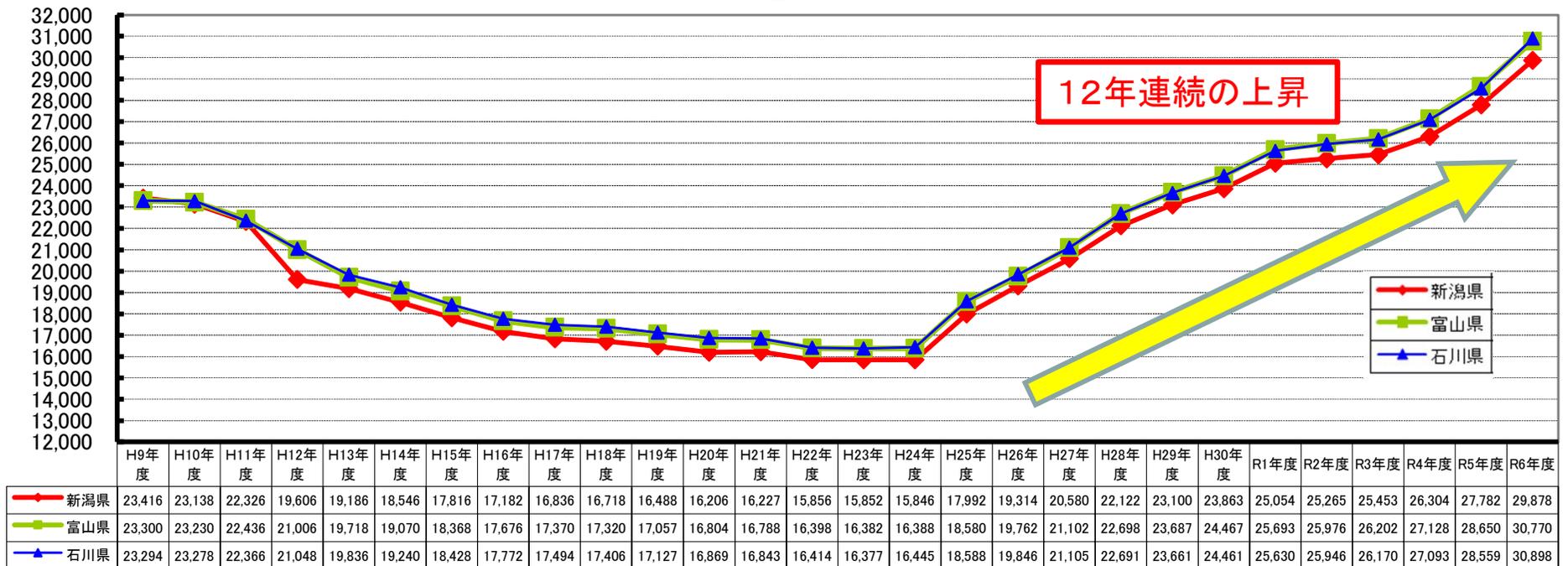
石川県 30,898円(対前年度比 +8.2%増 2,339円増)

[3県平均 30,515円(対前年度比 +7.7%増 2,185円増)]

※北陸地方整備局計算値

令和6年度公共工事設計労務単価の推移

51職種



※平成23年度から「屋根ふき工」を除く ※平成27年度は「屋根ふき工、石工、ブロック工、さく岩工、タイル工、建具工、建築ブロック工」を除く
 ※平成29年度から「石工(富山県、石川県)」、「山林砂防工(新潟県)」、「ブロック工、屋根ふき工、タイル工、建築ブロック工」を除く
 ※令和2年度から「石工(富山県、石川県)、ブロック工(富山県、石川県)、タイル工(富山県、石川県)、山林砂防工(新潟県)、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く
 ※令和3年度から「石工(富山県、石川県)、ブロック工(富山県、石川県)、タイル工(富山県、石川県)、屋根ふき工、建築ブロック工」を除く

スライド条項の適切な運用

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

週休2日適正工期宣言制度について

- ◆ 建設業界における「働き方改革」、「週休2日の確保」の推進を図るため、北陸ブロック発注者協議会として、宣言制度を創設。
- ◆ 受発注者双方で取り組みを『宣言』し、市町村工事も含め週休二日を促す。

発注者用



受注者(企業)用



ロゴマークの使用について

- ◆ 発注者は、「週休2日」を確保できる“適正な工期設定”を行い発注していることを『宣言』
- ◆ 受注者は、従業員が「週休2日」を取得でき、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいることを『宣言』

ロゴマークについて

- ◆ 「週休2日」の取得により、休日が増え、家族と過ごす様子をピクトグラムでシンプルに表現。
- ◆ 受発注者双方の意識の変化を促すため、「change!!」というメッセージを組み合わせて表現。

【ロゴマークの使用例】

- ・ ウェブサイト、ヘルメット、建設現場の看板や仮囲い等、名刺、ポスター、チラシなど



「週休2日適正工期宣言」機関・企業一覧

「週休2日適正工期発注宣言」 機関 一覧

令和6年8月6日現在

※ 宣言年月は事務局へ宣言の報告を頂いた年月を記載しています。

番号	機関名	発注宣言	宣言年月※	宣言状況
1	国土交通省 北陸地方整備局	○	令和6年4月	https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/burokkukouhou/declaration/index.html
2	海上保安庁 第九管区海上保安本部	○	令和6年7月	ポスター掲示
3	新潟県	○	令和6年6月	https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/sengen.html
4	新潟市	○	令和6年6月	https://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/doboku_hoshin/2days_sengen.html
5	長岡市	○	令和6年7月	ポスター掲示
6	柏崎市	○	令和6年7月	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshikiichiran/zaimubu/keiyakukensaka/2/1/3/43161.html
7	阿賀野市	○	令和6年7月	https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/kanzaika/nyusatsu_keiyaku/2/13181.html
8	富山県	○	令和6年5月	ポスター掲示
9	富山市	○	令和6年4月	ポスター掲示
10	高岡市	○	令和6年5月	https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/kanzaikeiyaku/2/3/1/3/10899.html
11	黒部市	○	令和6年6月	https://www.city.kurobe.toyama.jp/category/page.aspx?servno=38537
12	石川県	○	令和6年7月	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/hattyuusenngenn.html
13	金沢市	○	令和6年7月	ポスター掲示
14	白山市	○	令和6年7月	https://www.city.hakusan.lg.jp/machi/nyusatsu/1003462/1012955.html
15	宝達志水町	○	令和6年7月	ポスター掲示
16	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局	○	令和6年5月	ポスター掲示

「週休2日取組企業宣言」 企業 一覧

令和6年8月6日現在

※ 宣言年月は事務局へ宣言の報告を頂いた年月を記載しています。

番号	商号又は名称	本店所在地	宣言年月※
1	共和土木 株式会社	富山県黒部市荒俣1600	令和6年4月
2	株式会社 鈴木組	新潟県村上市平林97-1	令和6年4月
3	株式会社 グリーンシグマ	新潟県新潟市西区坂井700-1	令和6年4月
4	株式会社 近藤組	新潟県佐渡市相川大間町45	令和6年4月
5	石川建設工業 株式会社	石川県金沢市桂町ホ85	令和6年4月
6	東亜道路工業 株式会社	東京都港区六本木7-3-7	令和6年5月
7	株式会社 小林組	新潟県阿賀野市曾郷302	令和6年5月
8	株式会社 佐藤渡辺	東京都港区南麻布1-18-4	令和6年5月
9	株式会社 明蔵組	石川県金沢市泉野町6-15-15	令和6年5月
10	大成ロテック 株式会社	東京都新宿区西新宿8-17-1	令和6年5月
11	株式会社 曙建設	新潟県長岡市干場2-17-9	令和6年5月
12	福田道路 株式会社	新潟県新潟市中央区川岸町1-53-1	令和6年6月
13	北陸パブリックメンテナンス 株式会社	新潟県新潟市江南区横越上町4-10-7	令和6年6月
14	世紀東急工業 株式会社	東京都港区芝公園2-9-3	令和6年6月
15	株式会社 飯作組	富山県下新川郡入善町五十里250	令和6年6月
16	桜井建設 株式会社	富山県黒部市新町1	令和6年6月
17	道路技術サービス 株式会社	富山県射水市橋下条527	令和6年6月
18	株式会社 レックス	新潟県新潟市中央区南長潟12-10	令和6年6月
19	株式会社 帆船組	新潟県阿賀野市保田1111	令和6年6月
20	株式会社 中越興業	新潟県長岡市喜多町1078-1	令和6年6月
21	株式会社 新興	富山県黒部市若栗302-1	令和6年6月
22	真柄建設 株式会社	石川県金沢市彦三町1-13-43	令和6年6月
23	大河津建設 株式会社	新潟県燕市分水あけぼの1-1-72	令和6年6月
24	株式会社 伊藤組	新潟県新発田市島潟1273-1	令和6年7月
25	丸運建設 株式会社	新潟県新潟市中央区幸西1-4-21	令和6年7月
26	大高建設 株式会社	富山県黒部市宇奈月温泉633-1	令和6年7月
27	黒鳥建設 株式会社	新潟県新潟市西区黒鳥3747-3	令和6年7月
28	株式会社 西方組	新潟県新潟市西区坂井1-19-34	令和6年7月
29	株式会社 巴山組	新潟県東蒲原郡阿賀町九島1270	令和6年7月
30	北本建設 株式会社	新潟県新潟市秋葉区中沢町10-42	令和6年7月
31	株式会社 原組	新潟県新潟市江南区割野2883-1	令和6年7月
32	安達建設 株式会社	富山県南砺市野田425-7	令和6年7月
33	丸高工業 株式会社	新潟県新潟市東区山木戸8-1-13	令和6年7月
34	創和ジャステック建設 株式会社	新潟県糸魚川市大町1-5-29	令和6年8月
35	株式会社 のとさく	石川県珠洲市上戸町北方い部31-1	令和6年8月
36	株式会社 廣瀬	新潟県新潟市西区善久823	令和6年8月
37			
38			
39			
40			

週休2日推進に向けた統一的現場閉所の取り組み

北陸ブロック発注者協議会における統一的な現場閉所「第7弾」の取り組み

□令和6年度も、年間を通じての取り組みを実施。

□毎週土曜日・日曜日を「現場閉所の統一日」に設定。

※現場条件等から土曜日・日曜日の閉所が困難な場合は土日に関わらず「4週8休」を確保。

公共工事の発注者・受注者の皆さんへ

北陸建設業界の担い手確保に向け
建設現場の「土日閉所」を推進します
(統一的な現場閉所「第7弾」)

毎週
土曜日・日曜日
「現場閉所の統一日」

新潟県、富山県、石川県内の
公共工事は土日閉所します

※現場条件等から土曜日・日曜日の閉所が困難な場合は土日に関わらず「4週8休」を確保。

【北陸ブロック発注者協議会】
北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、
金沢国税局、信越自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局
新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施

令和元年度

大型連休、3連休における
休日の確保

大型連休、3連休の
「統一的な現場閉所」

令和2、3年度

月2回の
「統一的な現場閉所」

令和4年度

月3回の
「統一的な現場閉所」

令和5年度

月4回の
「統一的な現場閉所」

令和6年度

時間外労働規制適用

4週8休の確保

ウィークリー・スタンスの更なる高み

- 平成26年度より、一週間における受発注者相互のルールや約束事、スタンスを目標と定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、品質確保に寄与する「ウィークリースタンス」を全ての土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務において実施。また、実施可能な工事において、検討するとしていた。
- 平成5年度より北陸地方整備局が発注する全ての土木工事においても本取り組みを適用。

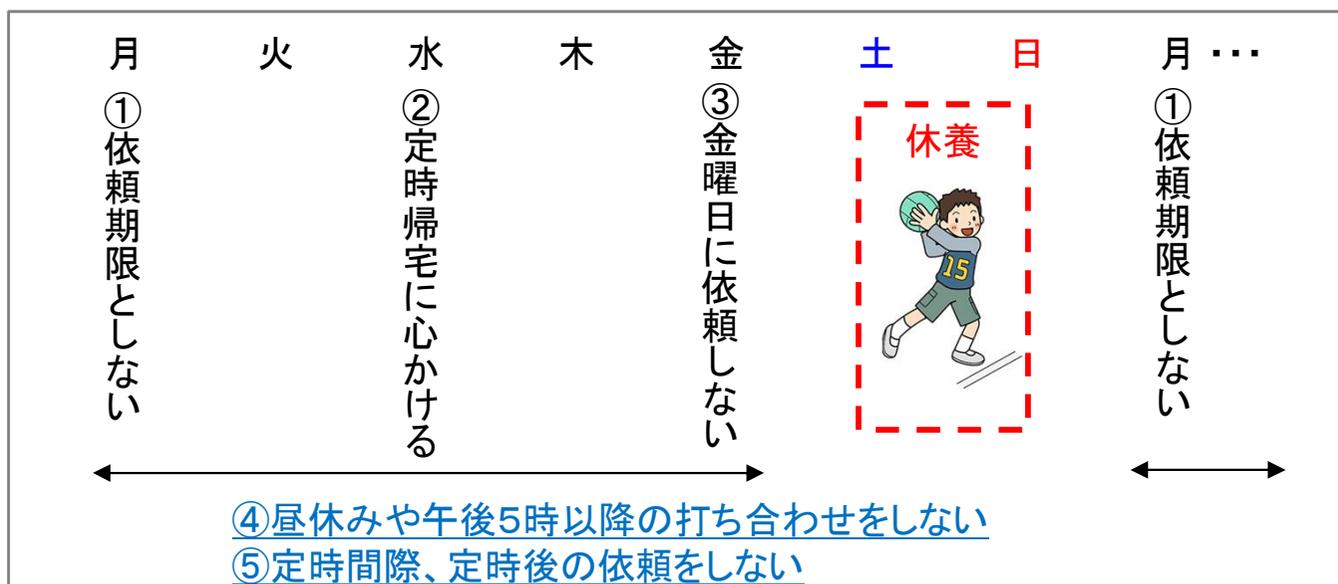
※青字アンダーライン箇所はR5より追加

- ①マンデー・ノーピリオド(月曜日は依頼の期限日としない)
- ②ウェズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅に心がける)
- ③フライデー・ノーリクエスト(金曜日に依頼しない)
- ④ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング(昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない)
- ⑤イブニング・ノーリクエスト(定時間際、定時後の依頼をしない)

【以下は、任意で実施】

- ⑥金曜日も定時の帰宅を心掛ける
- ⑦その他、任意で設定する取組(受発注者間で合意した事項)

※初回打合せにおいて、受発注者間で取組内容を定めるものとし、確認及び情報報告等は、業務スケジュール管理表等を活用する。
なお、災害対応等の業務遂行上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。



適切な工期設定に向けた工程情報の開示

試行

【R1】 週休2日に取り組む工事にて

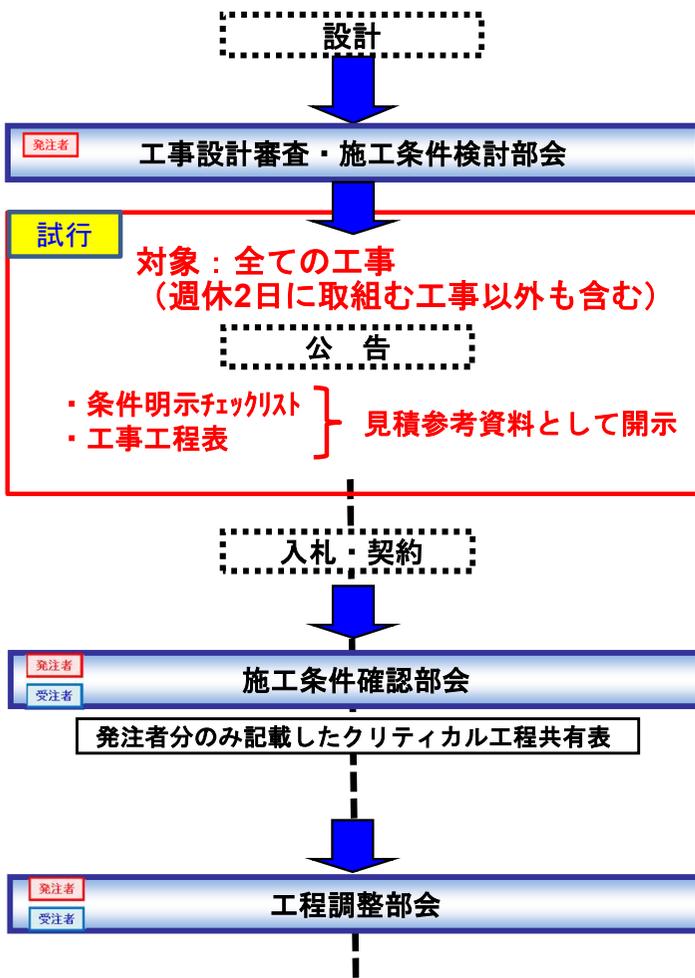
- ・発注者指定 : 入札公告時
- ・受注者希望 : 開示を希望した場合に配布



【R2以降】 週休2日以外も含めた
すべての工事※で入札公告時に開示

※土木工事においては 維持工事や災害復旧 工事は除く
※営繕工事除く

R3年度試行(継続)のフロー図



目的: 適切な工期設定や円滑な施工の推進

①発注者が記載した条件明示チェックリスト (土木工事条件明示の手引き(案))

○影響を受ける工事の有無、関連機関等との協議状況等を特記仕様書と併せて確認可能。

○その他にも、用地関係、安全対策関係、工事支障物等における施工条件の確認が可能。

②工期設定支援システムで作成した工事工程表

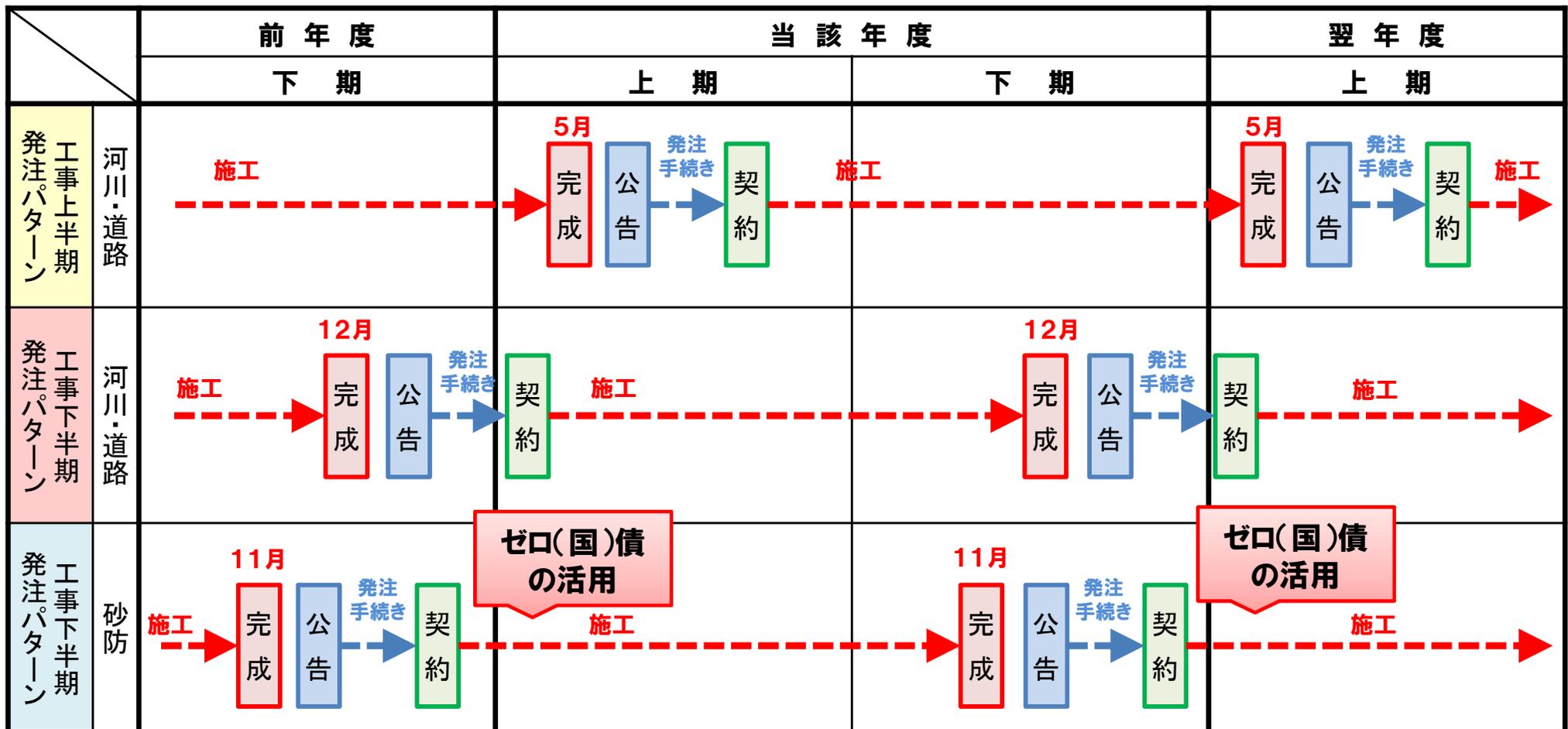
〇〇工事 工期 2000/00/00~2000/00/00 (〇〇〇日)

No.	工種	【全体工程表】									
		4/1	4/21	5/11	5/31	6/20	7/10	7/30	8/19		
		0	20	40	60	80	100	120	140		
		8/13~8/15(3日): 夏季休暇									
1	準備工	準備工 30日									
2	道路土工	道路土工 57日									
3	石・ブロック積(張)工	石・ブロック積(張)工 赤岩下流砂防ダム部 82日									
4	舗装工	舗装工 4日									
5	仮設工	仮設工 39日									
6	後片付け工	後片付け工 20日									

※「維持工事や緊急対応工事等の工期が予め決められているもの、標準的な作業ではない工事、システムを活用した工期が実態と合わない」と想定されるものは別途作成した工程表とする。

工事の平準化(工事発注サイクル見直し)

- ◆ 工事の終期は3月末が多く、**年度末に土休日施工(所定外労働時間)が増加**する傾向。
- ◆ 工事において、当初予算から**ゼロ(国)債の活用**が可能(H29年度～)。
- ◆ 事業内容に応じて、**出水期前工期末(繰越)**、**降雪期前工期末(年内完成)**を設定。
- ◆ 設計ストックの業務発注も含め、**建設生産システム全体で施工時期の平準化を実現**。



工事書類スリム化ガイド～現場技術者の負担軽減のために～の策定

○建設現場における生産性向上・働き方改革の実現に向けて、工事書類のスリム化や受注者・発注者間における役割分担の明確化等、現場技術者の負担を軽減するための観点を示すとともに、具体的な取組み事例を紹介するもの。

現場技術者の負担軽減を図るための取組み

[5つの要点]

1. 受注者と発注者の適切な役割分担

双方の役割分担や責任区分を明確化し、受注者への要求を適正化します。

2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工

工事円滑化推進会議の開催により、工程の停滞、施工計画書等の作り直し、下請契約や材料手配等の手続きのやり直しを回避します。

3. 真に必要な書類のみを適時作成

不要な資料を作らない・求めないようにします。

4. 電子データの活用によるペーパーレス化

ペーパーレス化により、紙資料のコピー・ファイル綴じ作業の削減、二重提出を不要とします。

5. 情報通信機器の活用等により、各種打ち合わせ・段階確認・検査等を効率化

関係者の移動や待ち合わせ、準備等にかかる時間を削減します。



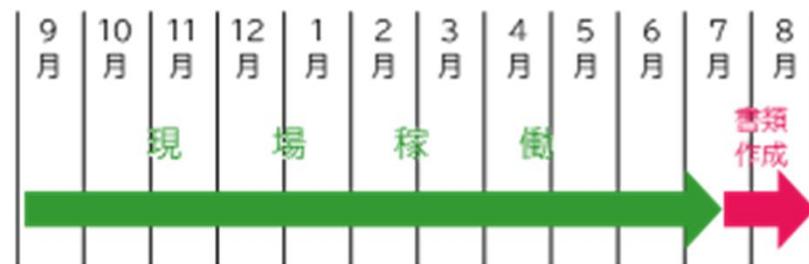
現場技術者の負担軽減を図るための取組みとして、5つの要点を柱に、具体的な取組み事例を42項目示して解説

気候変動に対応した適切な工期・作業環境

- 近年、猛暑や豪雨等の異常気象により、厳しい気象条件の中での施工が余儀なくされている
- また、担い手不足や労働者の高齢化も進んでおり、働き方改革と労働環境改善が重要
- 課題を解消する一つとして、工事現場を大型テント等で囲う「快適スーパーハウス(仮称)」により、気象条件に影響されることなく通年施工が可能

<期待できる効果>

- ✓気象条件に影響されることなく、**工程管理の確実性**が向上
(確実な週休2日の確保が可能)
- ✓強風下での転落や凍結による足場上のスリップなどが防止でき、**雨具・防寒具不要**などにより**安全性、快適性も向上**
- ✓ロス時間の解消、労働環境改善による**作業効率アップ**などにより**作業能率が向上**
- ✓**レベルの高い品質管理**が容易
- ✓**建設業界のイメージアップ**が図られる



[猛暑に対応した工期改善イメージ]



ウエザ・シェルター(Gタイプ)



スーパー仮囲い(エアー・ドーム型)



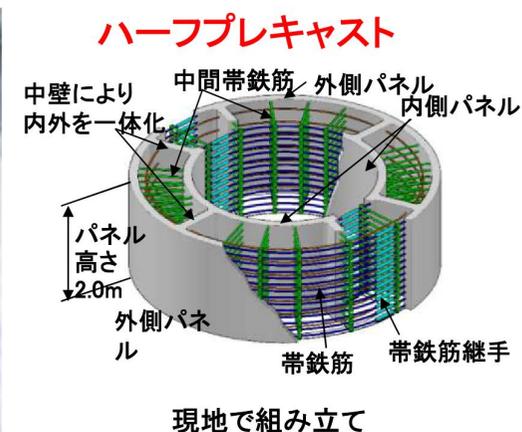
コンプレッサーを使用した空調設備

コンクリート工の生産性向上に関する取り組み

これまでの北陸地域での取り組み

- 積雪寒冷特別地域である北陸地方では、冬期の作業条件が厳しいため、従来から公共事業の平準化(通年施工)、省力化、省人化等を目的として、コンクリート構造物のプレキャスト化などに取り組んできた(コンクリート工の生産性向上)

北陸ではプレキャスト化が進んでいる中、今後、更なる生産性向上を図るため、工場製品による屋内作業化や新技術・新工法による現場作業の省人化など、要素技術(プレハブ鉄筋、ハーフプレキャスト等)をより活用することを検討



令和6年度 3~5件程度モデル工事を発注予定

遠隔臨場 [遠隔臨場を活用した工事検査の試行]

○遠隔臨場による工事検査(完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査)、段階確 3認、材料確認及び立会等を、全ての工事に適用。

○なお、現場条件、検査・確認項目の適応性、受発注者間の調整を踏まえ、従来方法(対面、現場実地等)を選択することも可能。

※受発注者間の調整:現場状況の詳細把握、現場での学びや技術力の向上、受発注者間のコミュニケーション強化等のため、すべてを遠隔臨場によることにこだわらず、受発注者間で調整を図りながら遠隔臨場を活用。



□ 事務所配備の遠隔臨場機器

- ①スマートグラス、PCを全事務所に配備
- ②スマートグラス、スマートフォンにより全ての監督員が実施可能
- ③PCにより多様な遠隔臨場システムに対応



検査状況 (検査官側)



寸法確認状況



検査状況 (受注者側)

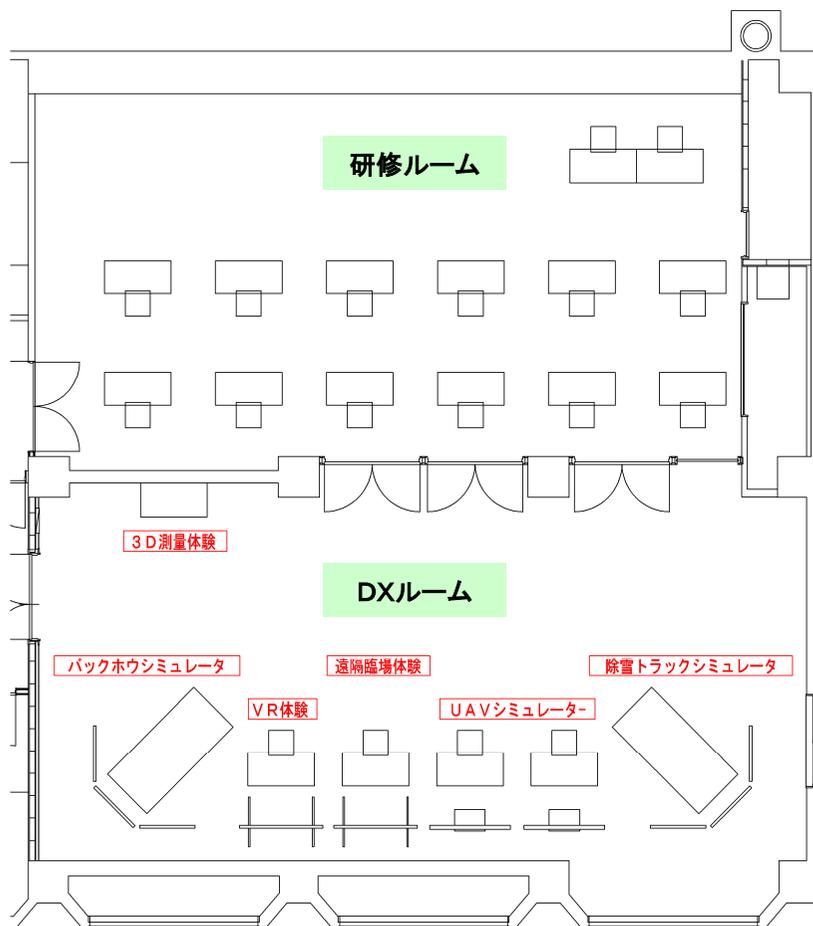


北陸インフラDX人材育成センターの概要

- 北陸のインフラDXの推進を担う**人材育成**、及び建設業の新たな働き方の**情報発信拠点**として、令和6年3月27日北陸技術事務所に「北陸インフラDX人材育成センター」が開所
- 研修ルームでは、整備局職員のほか、「**民間技術者**」「**自治体職員**」「**学生**」を対象とした**講習会**を実施
- DXルームでは、情報発信の拠点として、「**一般の方**」も含めて**DX体験**を実施

DXルーム体験メニュー	内 容
VR体験	3次元モデル等によるVR(仮想現実)体験
遠隔臨場体験	ウェアラブルカメラによる遠隔臨場体験
3次元測量体験	タブレットを使用した3次元測量体験
シミュレータ体験	除雪トラック、バックホウ、UAVのシミュレータ体験





研修ルームにおける研修メニュー

- ・DX技術
- ・GIS操作
- ・BIM/CIM
(基本操作、地形モデル作成ほか)
- ・3次元測量
(3次元測量、3次元データ作成)

DXルームの体験メニュー

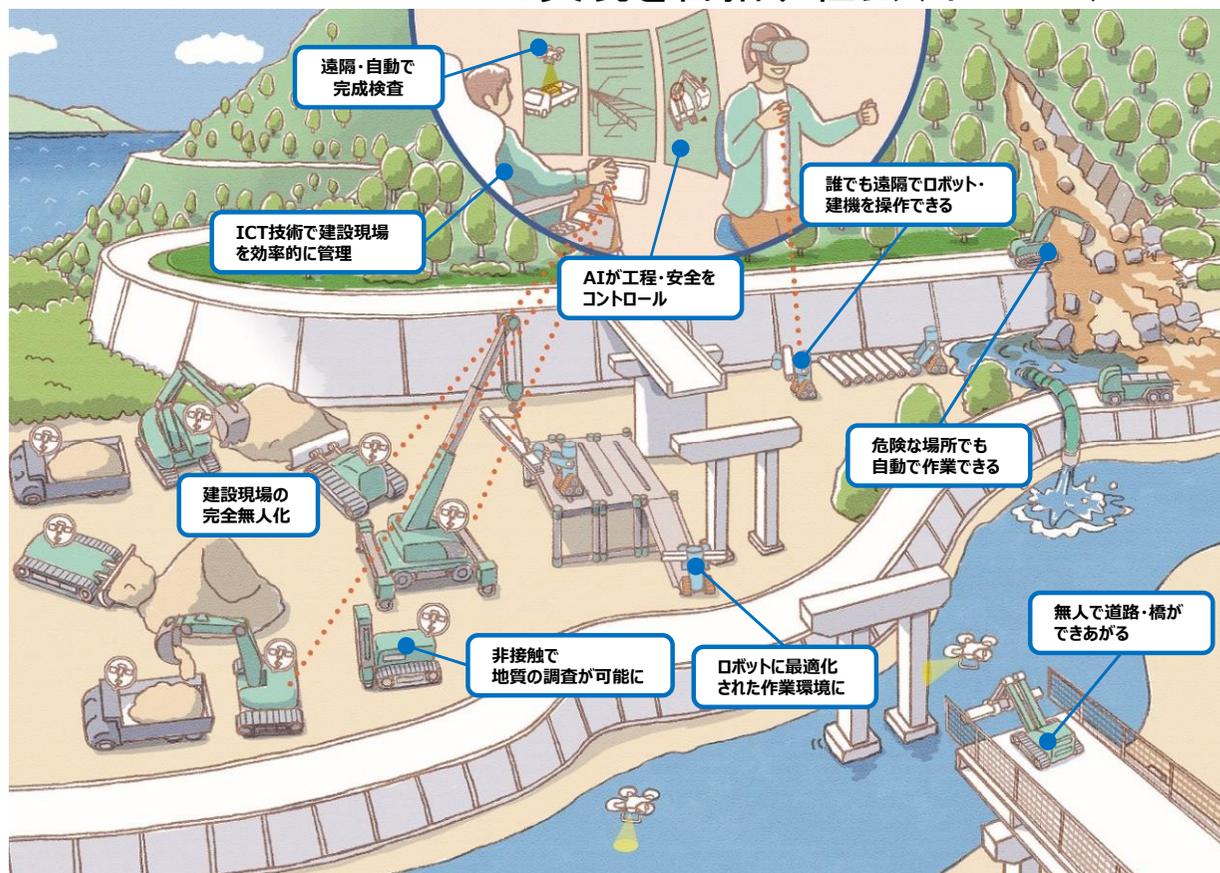
バックホウシミュレータ		若手重機オペレーターの育成を目的とし、シミュレータによって仮想空間での様々な施工ステージでの操作体験を行います。
VR体験		VR(仮想現実)の活用により、360° 自由な視点でインフラ施設を俯瞰したり、インフラ点検の様子などをリアルに体験します。
遠隔臨場体験		ウェアラブルカメラによって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から建設現場の状況確認等を行う遠隔臨場を模擬的に体験します。
UAVシミュレータ		シミュレータによって、実機では体験できない様々な危険な状況・事例を体験し、UAV飛行における安全対応を学びます。
除雪トラックシミュレータ		若手オペレーターの育成を目的とし、シミュレータの仮想空間での除雪作業について、運転と多数の除雪装置のレバー類の操作体験を行います。
3次元測量体験		iPadのLiARスキャナを活用し、計測対象に触れることなく、点群データの取得を体験します。



i-Construction 2.0 (建設現場のオートメーション化)

- 建設現場の生産性向上の取組であるi-Constructionは、2040年度までの建設現場のオートメーション化の実現に向け、i-Construction 2.0として取組を深化。
- デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場を実現。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

i-Construction 2.0で実現を目指す社会(イメージ)



第5期技術基本計画を基に一部修正

i-Construction 2.0: 建設現場のオートメーション化に向けた取組 (インフラDXアクションプランの建設現場における取組)

i-Construction 2.0 で2040年度までに 実現する目標

省人化

- ・人口減少下においても持続可能なインフラ整備・維持管理ができる体制を目指す。
- ・2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち生産性1.5倍を目指す。

安全確保

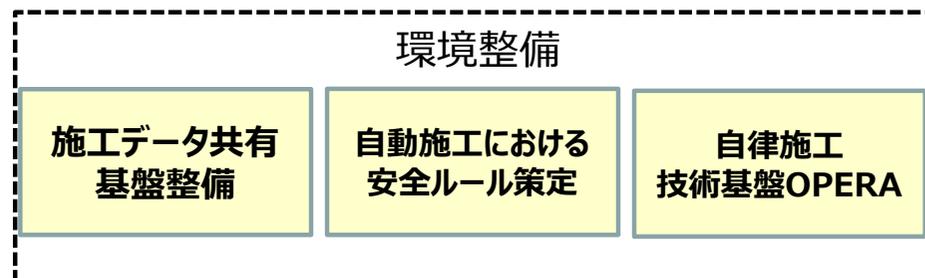
- ・建設現場の死亡事故を削減。

働き方改革・新3K

- ・屋外作業のリモート化・オフサイト化。

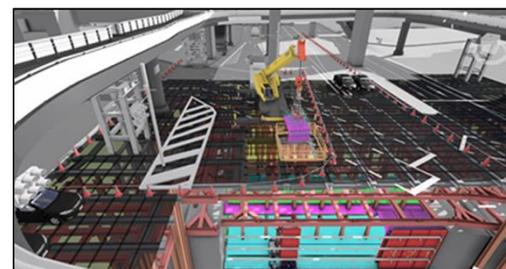
1. 施工のオートメーション化

- 建設機械のデータ共有基盤の整備や安全ルールの策定など自動施工の環境整備を進めるとともに、遠隔施工の普及拡大やAIの活用などにより施工を自動化



2. データ連携のオートメーション化（デジタル化・ペーパーレス化）

- BIM/CIMなど、デジタルデータの後工程への活用
- 現場データの活用による書類削減・監理の高度化、検査の効率化



3. 施工管理のオートメーション化（リモート化・オフサイト化）

- リモートでの施工管理・監督検査により省人化を推進
- 有用な新技術等を活用により現場作業の効率化を推進
- プレキャストの活用の推進

建設現場のオートメーション化を実現

- 令和5年12月6日（水） 北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会（座長：北陸地方整備局長）を開催。
- 新潟・富山・石川3会場による対面形式（web併用）での開催とし、産学官の構成員46機関のうち44機関が出席。
- 各労働局より管内建設業に係る求人・離職の動向説明をはじめ、協議会各県部会による活動報告や代表事例を共有。
- また、出席いただいた大学・高専・高校の教授や校長等より、学生・生徒の他産業・他地域への進路選択状況や、重点的に取り組むべき実施内容や時期について説明いただき、協議会として取り組み方針を継続することを確認。

協議会構成員（教育機関）からの主な意見等

- ・建設系学校を卒業後、ほとんどの学生・生徒は建設業へ就職しているが、一方で、家族や部活の先輩などの影響、他職種への関心の要因から、少数ではあるが他産業を選択する学生・生徒も一定数いる。
- ・重点的に取り組みを実施すべき内容として、建設関係で働くことの「やりがい」や「将来性」をしっかりと伝えること、学生・生徒に年齢が近い若手技術者との交流を深めること、女性活躍にかかるジェンダーバイアスの解消を重視すべき等。
- ・当協議会名の「北陸建設界」にあるよう「北陸で仕事をする魅力」についても発信することが重要。
- ・会社組織において個人がどんなふうに関わり、どんな責任、役割を担っているかを上手に見せると良い。
- ・担い手確保への取り組みは短期間で結果を出すことが難しく、継続した取り組みが必要である。



遠藤北陸地方整備局長（座長）挨拶

■ 取り組み方針<継続>

[方針1]インフラ分野のDX、働き方改革推進による建設業界の新たな魅力向上の発信

[方針2]建設業界を身近に感じてもらう取り組みの継続

[方針3]ターゲットに応じた効果的かつ持続可能な取り組みの実施

■ 協議会開催状況(令和5年12月)

※各会場をオンラインでつなぎ開催



新潟会場（北陸地整）



富山会場（富山河国）



石川会場（金沢河国）

■ 協議会構成員

【企業】

日本建設連合会、各県建設業協会、建設コンサルタント協会、各県測量設計協会、北陸地質調査業協会、日本道路建設業協会、日本造園建設業協会、北陸建設アカデミー<※今回より参画>

【教育】

新潟大学、長岡技科大、富山大学、富山県立大学、金沢大学、金沢工大、石川県立大学、長岡高専、石川高専、新潟工業高校、新発田南高校、富山工業高校、小松工業高校、金沢市立工業高校、各県教育委員会

【行政】

新潟労働局、富山労働局、石川労働局、北陸地方整備局、新潟県、富山県、石川県、新潟市

方針1 インフラ分野のDX、働き方改革推進による建設業界の新たな魅力向上の発信

- ▶ リモート・ICT活用や、働き方改革による労働環境改善など、かつてのイメージ払拭により業界の魅力を向上



[リモート形式の現場見学会]



[VR(仮想現実)による工事施工体験]



[女子大学生と女性技術者との座談会]

方針2 建設業界を身近に感じてもらう取り組みの継続

- ▶ 現場見学会、職場体験、出前講座、企業セミナーなど、これまで培った取り組みを継続するとともに、YouTube やリモート見学会等のWebコンテンツの活用により、建設系学校の学生・生徒をはじめ、小中学生とその保護者や教員に対しても、仕事・職業としての建設業に対する親近感を醸成



[小学生の総合学習]



[大学生への業界説明会]

タイムラプス撮影動画【5号橋梁下】



[タイムラプス撮影動画の公開]

方針3 ターゲットに応じた効果的かつ持続可能な取り組みの実施

▶ 小中学生、高校、大学・高専、若手就業者など対象者に応じて、産官学が連携した取組を推進

取組み対象者		小中学校 (児童生徒・保護者・先生)	高校 (生徒・保護者・先生)	大学・高専 (学生)	若手就業者
対象者別の取組み基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ■ キャリア教育への参画を推進 ・建設業を職業候補の1つとしてもらうため、進路の探索・選択の基盤形成を育成する教育活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高校・学科に応じたアプローチ ・普通高校等は進路選択につながるキャリア教育、専門高校等は職業教育への協力などから、将来設計の立案に参画 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来設計に沿った社会的移行の支援 ・建設系学科の学生の入職を導くため、就職の現実的探索・試行的参加を支援し、建設業に対する勤労観・職業観を確立 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来的な担い手の育成 ・技術継承・伝承のほか、若年層の離職対策として、建設業で就業する魅力・やりがいを再認識・共有する取組を推進
	産	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合学習(出前講座) ・建設業の仕事などを紹介する授業等を産官が連携して実施 [主な取組事例] <ul style="list-style-type: none"> ・土木出張PR(新潟県 他) ・職場見学(北陸地整 他) ■ 現場見学会 ■ 親子参加型イベント ・児童生徒と保護者が参加する現場見学会などを産官が連携して実施 [主な取組事例] <ul style="list-style-type: none"> ・親子工事見学会(日建連 他) ・土木フェスティバル(北陸地整 他) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合学習(出前講座) ・建設業の仕事などを紹介する授業等を産官が連携して実施 [主な取組事例] <ul style="list-style-type: none"> ・土木出張PR(新潟県 他) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 講師派遣 ・建設業の業務や昨今の動向等に関する講義の実施 [主な取組事例] <ul style="list-style-type: none"> ・新潟大工学部土木計画学(北陸地整) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術力向上 ・若手技術者を対象としたスキルアップセミナーの開催 ■ 若手技術者の交流 ・若手技術者による仕事観等に関する意見交換の実施 ■ 女性技術者の交流 ・建設業で女性が働き続けるために、女性技術者による意見交換の実施 [主な取組事例] <ul style="list-style-type: none"> ・けんせつ小町(日建連 他)
官	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就業体験・就職支援 ・インターンシップの受入 ・合同企業セミナー(けんせつフェア等) 				
学	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報発信 ・各種コンテンツによるPR [主な取組事例] ・小中学生用パンフレット ・リクルート用パンフレット ・YouTube配信(建設業協会 他) ・若手を対象とした各種研修 				
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産官学連携のコーディネート ・関係機関で情報共有や課題認識を図るための継続的な場づくり [主な取組事例] ・北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会 				
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設系学校への入学促進 ・建設系学科のある高校・大学等を進学先として選択してもらう取組み推進 [主な取組事例] <ul style="list-style-type: none"> ・オープンキャンパス[ダ・ヴィンチ祭(富山県立大学) 他] ・高大接続プログラム[KUGS高大接続プログラム(金沢大学)] ・オープンカレッジ[こども石川高専(石川工業高等専門学校)] ・出前授業(長岡技術科学大学、新潟工業高校 他) ・動画作成(新発田南高校) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高専へのPR ・全国の高専(建設関係)全てを訪問し大学紹介(長岡技術科学大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業界研究の支援 ・OB・OGを招いて建設業の仕事内容やリクルート活動へのアドバイスを行う説明会等の実施 		

「新潟県除雪オペレーター担い手確保協議会」の開催

- 道路管理者及び関係機関が連携し、担い手確保に向けた検討や課題解決のための取組を実施するため、新潟県及び県内各市町村、北陸地方整備局、業団体による担い手確保協議会を令和3年3月に設立。
- 本部協議会において全体計画を策定し、新潟県内12地域に設立した地域協議会において具体の取組を推進。

(1) 本部協議会 委員

- ・新潟県 土木部長
- ・新潟市 土木部長
- ・国土交通省 北陸地方整備局 道路部長
- ・(一社)日本道路建設業協会 北陸支部 支部長
- ・(一社)日本建設機械施工協会 技師長
- ・(一社)新潟県建設業協会 副会長
- ・(一社)新潟市建設業協会 副会長



第7回本部協議会（令和4年11月8日）

(2) これまでの主な取組

1. 小学生向け除雪学習会



2. 合同出動式



3. ポスター作成



4. 免許取得補助制度の説明会



5. ラジオでの情報提供



6. 広報動画の作成



建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 2,022時間/年
 全産業 494万円/年 1,954時間/年
 ▲15.6% (17.5%)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○**標準労務費の勧告**

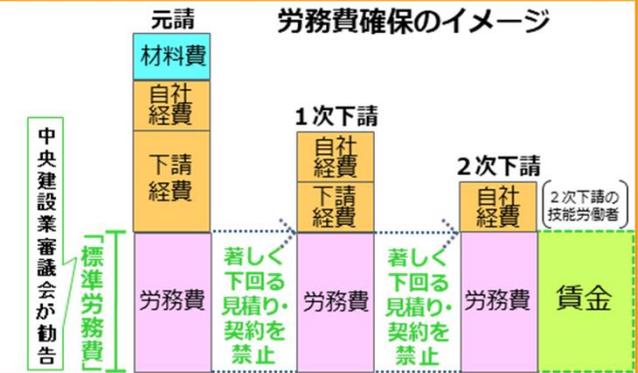
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○**適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い**労務費**等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

○**原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○**契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**

・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

○**契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議**に応じる**努力義務**

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○**長時間労働の抑制**

・**工期ダンプ対策**を**強化**(著しく短い工期による**契約締結**を受注者にも**禁止**)

○**ICTを活用した生産性の向上**

・**現場技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)

・国が**現場管理**の「**指針**」を**作成**(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



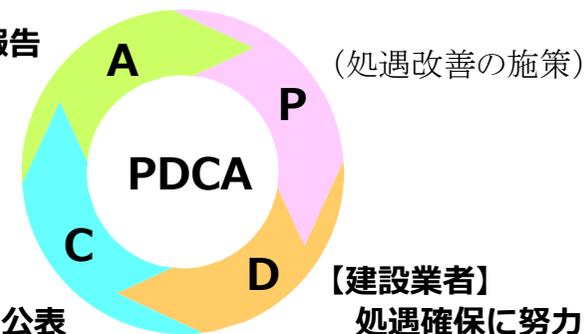
(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

【国】
中央建設業審議会への報告
(施策の見直し)

【国】
取組状況を調査・公表

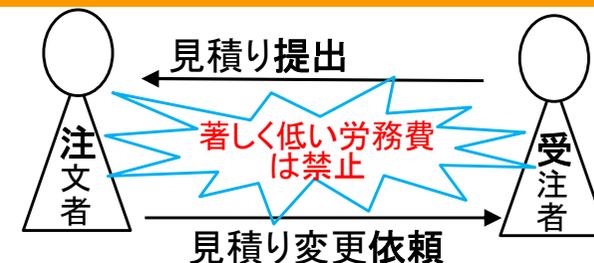


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

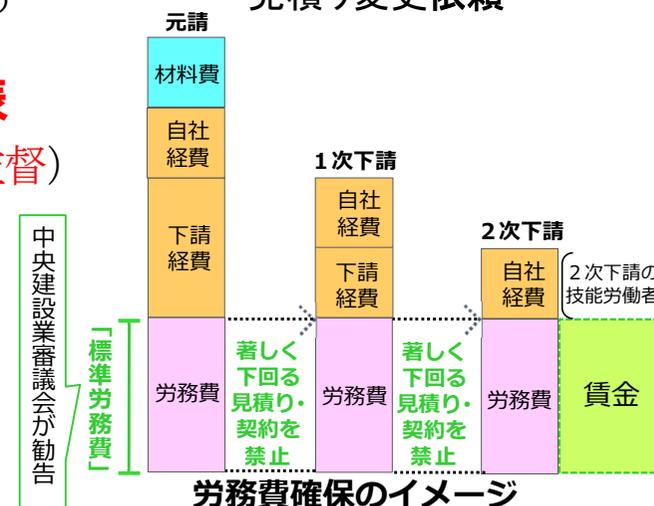
➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。



資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を**注文者に通知する義務**

契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。

注文者



「資材高騰のおそれあり」

受注者



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



注文者

「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



受注者

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%	} 4割超
2位	休日出勤	24%	
3位	早出や残業	17%	

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

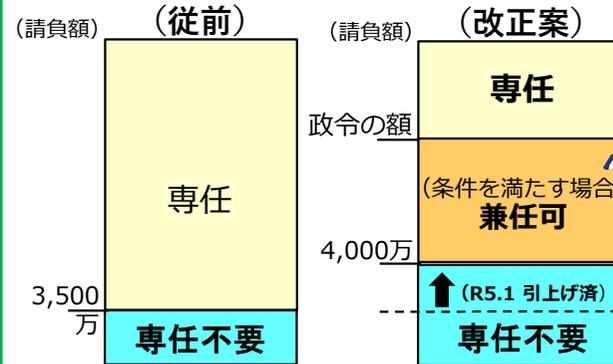
契約後

○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任不可

◆ 営業所専任技術者の兼任可

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



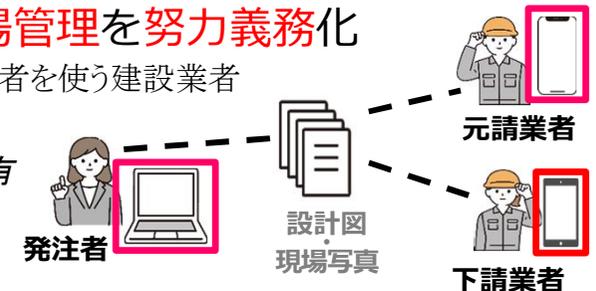
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、
効率的な現場管理を努力義務化

※ 多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

工期ダンピング対策の強化

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

注文者

- ◆受注者の交付した材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務【現行規定】
Ex)地盤沈下、土壌汚染等に関する情報
- ◆受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力 <R6改正>
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止【現行規定】

受注者

- ◆材料費等記載見積書（工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須）を作成するよう努力義務 <R6改正>
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務 <R6改正>
Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可 <R6改正>
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は契約書面に明記【現行規定】
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 <R6改正>

<「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・>

- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**
- **建設業者**（注文者・受注者ともに）に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**

地域経済団体を通じ、民間発注者に対する適正な工期設定等の働きかけ (北陸地方整備局)

主な協力要請（説明）内容

1 建設産業の役割

- 住宅やオフィスビル、工場などの建築をはじめ、学校、病院などの公共施設の建築、市民生活と経済活動の基盤となる、道路、橋、堤防などの土木構造物の建設やメンテナンス、降雪時の除雪など、地域社会と共生し、**地域経済と雇用を支える役割**
- 頻発化している地震、記録的な豪雨や台風などにより、激甚化している自然災害の発生時には、最前線での応急対応、復旧・復興活動など、地域の安全・安心の確保を担う「**地域の守り手**」としての役割

2 建設産業の現状・課題

- 長時間労働の常態化など、3K(「きつい」「きたない」「危険」)のイメージ
- 建設業就業者の急速な高齢化と若者離れによる将来の担い手不足

3 課題解決のための取り組み

- **適正な工期の設定**
 - 令和元年の建設業法改正により、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、発注者に対する勧告制度等を創設
 - 工期設定における受発注者の責務を定める「工期に関する基準」の策定
- **適正な賃金をはじめとする処遇改善**
 - 物価高騰に伴い、適正な価格転嫁と取引の適正化に向けて官民協働で取組推進
 - 技能者の適切な処遇や現場管理につなげる建設キャリアアップシステム※の普及促進
- **適正な就労環境等**
 - 民間発注工事における社会保険未加入事業者の排除の推進(現場入場の禁止)
 - 法定福利費の確保(工事見積書での内訳明示)

※ 建設キャリアアップシステム
技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理に繋げる仕組み

働きかけを実施した地域経済団体

新潟県

- 新潟県商工会議所連合会 運営委員会
- 新潟商工会議所 常議員会
- 新潟ビルディング協会 定時総会
- 新発田商工会議所 定時総会（予定）

富山県

- 富山県商工会議所連合会 専務理事会議
- 富山商工会議所 常議員会

石川県

- 石川県商工会議所連合会 専務理事・事務局長会議
- 金沢商工会議所 通常議員総会（予定）

要請(説明)者

- 【北陸地整】
- 建政部長
 - 建設産業調整官
 - 建設業適正契約推進官
 - 計画・建設産業課長

働きかけの効果

国土省がよびかけ
建設工事発注でご理解を

各業種で人手不足など厳しい経営環境にある中、建設業への工事発注に関して国土交通省北陸地方整備局が理解を呼びかけています。

建設業は、地域のインフラ整備やメンテナンスの担い手であり、地域経済や市民生活を支える重要な役割を果たしています。一方で、建設業では、長時間労働の常態化や3K(きつい、きたない、危険)といったイメージで急速な高齢化と若者離れが進んでいます。さらに、来年4月からは建設産業も時間外労働時間の適用除外がなくなります。

つきましては、建設事業者が工事発注する際には、次の点に配慮した発注をお願いいたします。

① 適正な工期設定

- 令和元年の建設業法改正により、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止。発注者に対する勧告制度の創設等
- 工期設定における受発注者の責務を定める「工期に関する基準」の策定

② 適正な賃金をはじめとする処遇改善

- 週休2日工事等の推進（公共発注工事）
- 物価高騰に伴い、適正な価格転嫁と取引の適正化に向けて官民協働での取組推進
- 技能者の適切な処遇や現場管理につなげる建設キャリアアップシステムの普及促進

③ 適正な就労環境等

- 民間発注工事等における、社会保険未加入事業者の排除の推進（現場入場の禁止）
- 法定福利費の確保（工事見積書での内訳明示）

「新潟県商工会議所連合会」運営委員会の場で、適正な工期設定、適正な価格転嫁・賃金等について、整備局職員が働きかけを実施

会員企業への周知

糸魚川商工会議所会報に掲載

改正業法の実効性確保

建設Gメンによる監視体制の強化

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。
- ◆ 下請取引等実態調査の件数を大幅に拡大し、そこで把握した違反疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を端緒として、違反の疑いのあるものを優先して建設Gメンが実地調査を行うことにより、実効性を確保。
- ◆ 令和6年度の実地調査は、改正建設業法により新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

【令和6年度の実地調査】

【主な調査項目等】

適正な請負代金・労務費の確保

適切な価格転嫁
〔労務費指針への対応状況〕
〔資材価格の転嫁協議状況〕

適正な工期の設定

適正な下請代金の支払

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
 - ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか
 - ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
 - ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等
- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
 - ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等
- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
 - ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施
- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
 - ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
 - ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

建設Gメンの実地調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

駆け込みホットライン ～ 建設業法違反通報窓口 ～

- 平成19年4月、各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- 通報された情報に対し、必要に応じて立入検査・報告徴取を実施
- 法令に違反する行為があれば、監督処分等により厳正に対応

ー建設業法違反通報窓口ー
駆け込みホットライン

なくそう違反、
あつたら通報!

全国
共通

TEL. 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間/10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. 0570-018-241

E-mail. kakekomi-hl@mlit.go.jp

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail:kakekomi-hl@mlit.go.jp

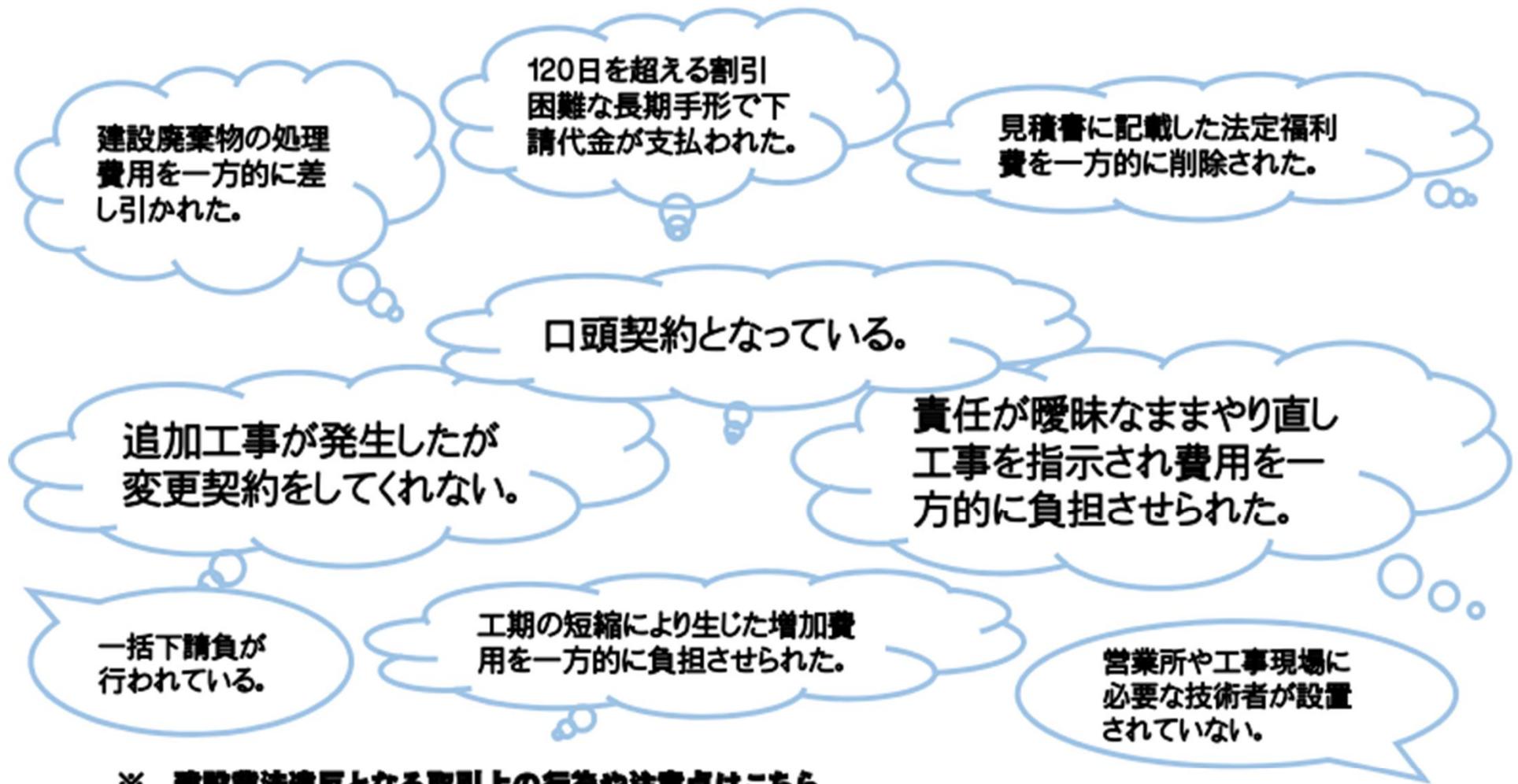
【受付時間】10:00～12:00,13:30～17:00

(土日、祝日、閉庁日を除く)

駆け込みホットライン

検索

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反の事例



※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

検索

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

建設業に関する様々な相談を受け付けます！

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】10:00～12:00,13:30～17:00

(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策、資機材価格の高騰等による価格転嫁などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところでは、

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。



TEL.  0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

建設業取引適正化センター

元請・下請間等に関するトラブルの相談窓口

適正な取引をして
トラブルを
なくしましょう



適正化センターでは建設工事の請負契約をめぐる
元請・下請間等のトラブル相談に応じます

建設工事の請負契約で困っていませんか？

- 代金の支払いをめぐるもめている。
- 下請代金の支払時に減額処理されて困っている。
- 一方的に下請代金額を決められてしまった。
- 建設業法に違反すると考えられる行為を受けている。 など

センター
東京

TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター
大阪

TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

【受付時間】 9:30 ~ 17:00
(土日、祝日を除く)

相談料
無料

建設業取引適正化センター

検索

- 国土交通省から委託を受けて、(公財)建設業適正取引推進機構が東京都と大阪府に設置
- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方に、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等を紹介

その他の建設業法に関するお問い合わせ窓口

建設業法に関するお問い合わせ等は、地方整備局等や都道府県の建設業許可担当部署も併せてご活用ください

各許可行政庁の連絡先は国土交通省ホームページでご確認いただけます。

建設業 許可行政庁一覧

検索

建設業法及び各種ガイドラインのご確認は国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法

検索

元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン

検索

受注者・発注者間における建設業法令遵守ガイドライン

検索

